

ドイツにおける外国人問題をめぐる最近の動向

森 廣正

- | | |
|--------------|-------------------|
| はじめに | 5 外国人代表会議 |
| 1 外国人人口の増加 | 6 外国人の自営業化 |
| 2 多様な形態の外国人 | 7 情報センター（IDA）の設立 |
| 3 援助体制の現状 | 8 「移民センター」の開設にむけて |
| 4 労働組合における動向 | おわりに |

はじめに

1997年 8月末から 9月中旬にかけて、今日の外国人問題をめぐる状況について、ドイツのいくつかの都市で、行政機関をはじめ、労働組合、外国人代表会議、外国人住民の自主団体や援助・支援団体、研究所などを訪問する機会を得ることができた。東西ドイツが統一された1990年には約 500万人であった外国人人口は、今日では 700万人を越えるほどまでに急増しているが、その背景は何か。労働組合の外国人労働者対策の現状はどうなっているのか、あるいは、1992年のマーストリヒト条約に明らかなように EU加盟国からの外国人住民については地方議会の参政権が与えられることになったが、そのことは、1970年代はじめ以降、ドイツ各都市で設立されていた「外国人代表会議」にどのような影響をおよぼしているのかなど、いくつかの疑問を抱えての各機関や団体の訪問であった。

本稿は、膨大な人数と国籍、またその在留資格や入国状況も多様な外国人人口を抱えているドイツの現状のほんの一端について、今回の聞き取り調査を手掛かりとして紹介するものでしかない。このことは、数週間の調査で、訪問できた都市や機関も限定されていたことから明らかである。しかし、いくつかの新しい現象や問題を紹介することによって、1980年代後半以降10年を経過した日本の外国人労働者と住民の問題を考えるうえで、また多くの外国人を受け入れている社会が、今後どのような方向へ向かうのかを考えるうえでの一助になれば幸いである。

1 外国人人口の増加

ドイツの外国人人口は、1995年現在で 717万 4千人（総人口比 8.8%）である。この数字を1970年以降の5年毎にみると、70年 260万人（同、4.3%）、75年 409万人（6.6%）、80年 445万人（7.2%）、

85年 438万人(7.2%), 90年 534万人(8.4%), そして95年に 717万人以上となっている。この外国人人口の国籍別内訳をみると、トルコ 2,014 千人, ユーゴスラビア 798千人, イタリア 586千人, ギリシア 360千人, ボスニア・ヘルツェゴビナ 316千人, ポーランド 277千人, クロアチア 185千人, オーストリア 184千人, スペイン 132千人, ポルトガル 125千人, その他 2,197千人である。この数字は、連邦統計局のものであるが、これを紹介した1996年 4月22日付けのグローブス社の資料によれば、1995年の外国人数と割合は、これまでになかった程高いものであり、その要因は、多くの外国人が、ドイツを第2の故郷として選択したこと、1980年代に外国人が故郷を離れたのは経済的要因であったこと、そして今日では内戦のために多くの外国人が入国していることなどを指摘している。

一般的には、外国人が増加している背景には、第1世代や第2世代の外国人労働者の子供たちが結婚して、ドイツで生まれる外国人の子供の数が増えている事情がある。たとえば、ルール工業地域があるノルトライン・ウェストファーレン州は、人口 1,800万人、そのうち外国人は 200万人を越える、ドイツ最大の州である。この州で出生する子供の25~30%は、外国人の子供たちである。この州にある都市ドゥイスブルクでは、出生する外国人の子供の半数が、トルコ人の子である。また、若い外国人男性が結婚する場合、とりわけトルコ人の場合に顕著であるが、故国から配偶者となる人と呼び寄せて結婚して、家庭をもつことなどが挙げられる。

さらに、1990年代以降の東欧諸国の変動と多くの難民の流入を指摘することができる。かつての60年代、70年代におけるドイツへの外国人労働者の主な提供国は、トルコ、ユーゴスラビア、イタリア、ギリシア、スペイン、ポルトガルの6カ国であった。上に挙げたように、スペイン、ポルトガルの人数が減少しているのに対して、旧ユーゴスラビアを構成していたボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチアの名前で登録している外国人数が非常に大きいことは、内戦による難民としてドイツへ入国した外国人が多いこと、またポーランド人の数の大きさは、社会主義社会体制の崩壊による東欧諸国から入国する外国人が多いことを示している。1990年代はじめの、ユーゴスラビアおよび東欧社会主義体制の崩壊が、90年代以降のドイツにおける外国人の急増の主要な要因であったと思われる。このことは、以下にみるドイツの外国人の類型化からも明らかであろう。

2 多様な形態の外国人

700万人以上の移民、あるいは外国人といっても、その存在形態は多様である。移民を構成する外国人のカテゴリーは、以下のように明確にされている。

第1のグループは、1950年代中頃にはじまる政府間募集協定によって受け入れられた外国人労働者(ガストアルバイター)である。このグループは、大きくEU(ヨーロッパ連合)域内からの外国人労働者と、EU加盟国以外の域外外国人労働者とで構成されている。

第2は、難民であるが、ここには以下のような多様な外国人が含まれる。すなわち(1)「政治亡命者」あるいは「庇護権請求者」であり、難民認定の請求をしているが、いまだその決定が下されていない人々である。(2)「事実上の難民」であり、ドイツで難民認定申請をしたが庇護権を取得することができなかった人々であるが、実際にはジュネーヴ難民協定に基づき国外退去にはならず、ドイツ国内にどどまっている人々である。(3)内戦による難民であり、旧ユーゴスラビアからの難民がこれに相当する。たとえば、1992年には、ボスニア・ヘルツェゴビナから約 2,000人

が受け入れられている。(4)「割り当て難民」である。これは、国際的に一定の割合で引き受けるべき難民であり、1980年代にはベトナムからの多くの難民を受け入れている。現在、この割り当て難民に該当するのは、旧ソヴィエト（白系ロシアやウクライナなど）から入国しているユダヤ人難民であり、その数は1991年から96年までの5年間で約1万7千人である。

第3は、アウスズィードラーと呼ばれる旧ソヴィエト、ポーランド、チェコ、ルーマニアなどの国々から帰国しているドイツ系帰還者である。これらの人々は、ドイツ民族であり、帰国して、ドイツ国籍を取得することができる。

以上のようないろいろなカテゴリーから推察できるように、ドイツにおける外国人の多様な存在形態は、歴史的背景、経済的要因、あるいは高度な政治的判断などの結果生じていることが分かる。したがって、こうした外国人グループは、それぞれ独自の法的な裏付けに基づいて在留しているのであり、このようなカテゴリーの明確化によってそれぞれの外国人に対する援助・統合政策の責任の所在が明らかにされることになった。

3 援助体制の現状

その形態は多様であっても、すべての外国人グループには、ドイツ語の学習、住宅や仕事の確保、医療問題や子供の教育問題など、あらゆる社会領域にかかわる同じような課題が横たわっている。現在のドイツには、連邦政府、州政府、地方自治体などの公的機関およびその他の私的な援助機関による相談所が、包括的な範囲で提供されている。それらは以下の4つの種類に分類することができる。(1)カトリックやプロテスタントの赤十字団体や労働者福祉協会によるもの、(2)地方自治体の外国人担当部局、家庭相談所、青少年援護局、保健所などすべての社会労働関係機関によるもの、(3)キリスト教やイスラム教の各種団体、国際的・国内的な家族援護機関によるもの、(4)自主的な移民組織、国際結婚の会、その他の自助組織などによるものなどである。

たとえば、(1)のひとつである労働者福祉協会は、その成立を1919年、第1次世界大戦後の貧困と食料危機の時代にまでさかのぼることができ、社会的弱者救済の機関である。カトリック教会は、同じカトリックの外国人労働者とその家族の援助を、プロテスタント教会は、プロテスタントの外国人のそれをというように、長年にわたって援助・支援の分業体制がとられてきた。このため、ユーゴスラビアやトルコ、モロッコなどからの多くの外国人労働者とその家族の援助活動を担ったのが労働者福祉協会であった。本部は、ボンにあるが、その下の州や中間レベルに36の組織が、さらに全国各地域に合計471の地域組織がある。この労働者福祉協会が担当している援助・相談所の数だけでも、全国に230カ所である。

今日、従来からの援助・相談活動の分業体制の在り方が全国的に見直されてきている。あらゆる援助・相談所は、すべての移入民に開かれていなければならないという原則による見直しである。そこには、ふたつの理由があるように思える。ひとつは、財政的な理由であり、もうひとつは、多文化社会の形成との関連で援助・相談事業を位置付けた場合に生じてくるより高度な理由である。たとえば、これについて、ノルトライン・ヴェストファーレン州政府のアントン・リュッテン氏は、次のように説明される。「従来の援助・相談活動では、たとえばトルコ人に対してはトルコ語で、スペイン人に対してはスペイン語でというように、常に母語で対応してきた。しかし、こうした対

応では、ドイツ人と外国人、あるいは外国人相互の間には連帯意識は生まれてこないし、多文化的な考え方も生まれてこない。従来我々には、統合に対する構想がなかったということになる。たとえば、アフリカから来て結婚し、母国から両親を呼び寄せたり、ドイツで子供が生まれたりしているが、これらの外国人の相談に乗ったり、援助をする機関がない。したがって、最近では、相談所はすべての外国人に開かれていなければならない、という発想への転換が生じてきている。

4 労働組合における動向

ドイツの労働組合の中で、1960年代のはじめから外国人労働者対策に積極的に取り組んだのは、金属産業労働組合（IG - メタル）である。その後、1970年代には、ドイツ労働組合のナショナルセンターであるドイツ労働総同盟（DGB）も外国人労働者担当部を設置して、外国人労働者の労働組合への組織化、労働教育セミナーの実施、地方参政権要求の運動などに取り組んできた。現在の労働組合は、いずれも組合員数や組織率の低下という問題を抱えており、厳しい状況を迎えているのが現状である。たとえば、DGBでは、かつての外国人労働者担当部は解消され、国際部移民担当が旧来の業務を引き受けている。

DGBの組合員総数は、1995年には約935万人であったが、翌96年には900万人に減少している。

表1 DGBの外国人労働者組織率

	全体 %	ギリシア	イタリア	ユーゴ	ポルトガル	スペイン	トルコ	その他
1974	25.0	33.8	25.6	20.9	30.1	31.9	34.0	8.8
1979	31.8	36.6	31.3	27.9	34.0	38.5	48.5	11.8
1984	35.8	46.4	37.8	34.5	35.2	43.7	49.0	14.6
1989	33.8	45.0	41.7	32.1	35.1	41.0	44.9	14.2
1991	31.9	50.9	49.6	28.7	34.6	42.1	42.2	13.3
1995	26.7	38.0	32.2	21.1	27.5	38.7	41.2	12.9

(出所) DGB 国際部移民担当

(注) 数値は、いずれも%である。

DGB傘下の労働組合全体における外国人労働者の組織率を見ると1980年代はじめを頂点として、その後は漸減傾向にあることがわかる(表1参照)。同じような傾向は、IGメタルにも見られる(表2参照)。

表2 IGメタルの組合員数の推移

	1989	1991	1993	1995	1997
全組合員数	2,679,237	3,607,794	3,146,437	2,869,469	2,668,346
うち外国人	312,050	325,154	304,911	281,521	267,527
(割合)	(11.6%)	(9.0%)	(9.7%)	(9.8%)	(10.0%)

(出所) IG-Metall " Zahlen, Daten, Fakten über Ausländische Arbeitnehmer " S.2

以上のような労働組合員数の減少と組織率の低下の背景には、高齢化に伴う組合員の離職と若い労働者の労働組合離れ現象があるものと思われる。また大企業中心の労働組合政策や活動に集中しすぎていたという指摘もなされている。他方、ドイツ経済の停滞、また旧東ドイツ地域の統一によって、たとえばIGメタルの組合員数は、統一直後には300万人を越えるほどに増加したが、その後の東ドイツ経済の崩壊と失業者の急増など、ドイツ独自の要因が作用しているということが言えるであろう。

厳しい状況にも拘わらず、IGメタルでは1995年4月23日から25日まで第4回外国人労働者大会

が開催されている。旧ユーゴスラビアの内戦と分裂は、ドイツ国内で生活していたユーゴスラビア人の中にも民族や宗教の違いによる軋轢をもたらししている。その結果、旧ユーゴスラビア人夫婦が離婚する例も多く、家庭が崩壊してしまう場合も多い。あるいは、さまざまな理由から、労働組合役員の仕事から手を引いてしまうユーゴスラビア人労働者も多くなっている。これに対して、I G メタルでは、国内および国外での旧ユーゴスラビア人労働者を支援・援助することを目的とした「ノービモスト」（新しい懸け橋）という運動に取り組んでいる。たとえば、いくつかの国に別れた母国での民主的な労働組合を結成する動きを支援する運動などである。

D G B が、現在積極的に取り組んでいる問題に、ドイツ各地で増加している「不法就労外国人労働者」問題がある。とりわけ、多くの建設現場のあるところ、たとえばベルリンなどでは、外国の下請け会社との契約による低賃金の外国人労働者が雇用されたり、派遣会社を利用した「不法就労」外国人労働者が、安い賃金、劣悪な労働・住宅条件のもとで就労し、生活している。その結果、国内ドイツ人建設労働者が失業状態に遭遇するという事態が生じている。D G B は、従来からある外国人労働者のための相談活動に加え、外国の下請け企業を通じてドイツ国内で就労する外国人労働者の援助・相談活動、あるいはそれぞれの国の建設労働組合の組合員を援助するための活動に取り組み始めている。たとえば、ベルリンには、ポルトガル語やイタリア語などでの相談業務が可能な相談所が開設されている。

5 外国人代表会議

外国人代表会議とは、地域で暮らす外国人住民の意見をそれぞれの地方自治体の施策に反映させたり、外国人住民の権利を擁護するために設置される機関である。ドイツでは、1970年代はじめ以降、全国各地で設立されていった。たとえば、ノルトライン・ウェストファーレン州には、現在140の代表会議がある。だが、地域住民としての地方議会参政権を求める運動が強かったフランクフルト市の場合、同様の「外国人地域代表」が成立したのは、それから約20年を経た1991年のことであった。

人口約50万人のニュルンベルク市における代表会議の成立は、全国でも2番目と早く、1973年のことであった。代表会議の委員の一定数は、議決権はないものの市議会への参加が可能であり、議案を提案することができるし、その他、毎年実施される「外国人週間」の行事を主催したり、さまざまな活動に携わってきている。

ところで、1992年のマーストリヒト条約によって、E U加盟国の住民は、それぞれが居住している加盟国の地方自治体選挙における選挙権・被選挙権が付与されることになった。このことは、従来の外国人代表会議の組織と運動に大きな影響を及ぼさざるを得なくなっている。ここでは、ニュルンベルクの例を紹介してみたい。

外国人住民を代表する委員の選出といえ、国籍別の住民登録者の人数に応じて委員の数が配分され、国籍別に投票するという選出方法が一般的と思われる。ニュルンベルクの代表会議の場合も、1990年までの選出は、このような方法のもとに実施されていた。しかし、機械的な議席の国籍別配分は、外国人住民の意識の低下や運動のマンネリ化という弊害をもたらすものであった。その結果、ニュルンベルクでは、1990年の選挙以降、最低3カ国の国籍からなる候補者を含む国際的な選出母

体を結成して、選出母体への自由な投票方法へと改められた。それは、国籍を越えたすべての外国人住民の利益を代表するという代表会議の性格に合致するものでもあった。しかしながら、EU加盟国の外国人住民には、ドイツ人住民と全く同じ地方参政権が付与されたのだから、従来の選出方法が踏襲されるのか（この場合には、EU加盟国の外国人住民は、市議会と外国人代表会議のふたつの選挙権を行使できることになる）、あるいは他の方法になったのが問題である。

外国人代表会議の変化のひとつは、主として財政的理由からと思われるが、委員の人数が減少する傾向にある。たとえば、ニュルンベルクの場合、1990年の選挙では、33人の委員が選出されている。だが、1996年の議会で、代表会議の人数は、20名に減少すること、また委員の数を国籍別に割り当て、国籍別に選出すること、さらに20名の委員のうち6名はEU加盟国の住民で構成されること、また別の1名の委員はポーランド国籍の委員とすることが決定された。したがって、1997年2月の選挙で選出された委員は全部で13人にすぎず、委員の国籍もトルコ6人、ユーゴ2人、ボスニア1人、クロアチア1人、その他の国籍3人に割り当てられた。また、EU加盟国の国籍は、ギリシア3人、イタリア2人、フィンランド1人であり、ポーランドの1人を含め、合計7人の委員は議会が任命するという方法に改められた。代表会議は、このような会議の在り方や選出方法は、1990年以前の時代へ逆行するものであり、強く反対したが無駄であった。

EU加盟国住民への地方議会参政権の付与は、従来の外国人代表会議をEU加盟国と非EU諸国の外国人住民へと分割し、代表会議の機能低下が避けられない事態を生じさせている。ニュルンベルクの外国人代表会議は、「残った者（非EU）の会議ではなく、少数者の利益を代表する機関」への転換点にあるといえることができる。

6 外国人の自営業化

ドイツの外国人住民が相対的に増加する背景には、外国人労働者から自営業者へ転換する人々の増加がある。ドイツに8年間合法的に滞在した外国人は、一般的には無期限の滞在許可を得ることができ、この段階で外国人はドイツ国内で自営業を営むことができる。現在のドイツには、合計42,000のトルコ人企業がある。エッセンにある「トルコ研究所」のアンドレアス・ゴルトベルク氏によれば、ドイツ経済全体の中で外国人が企業活動に乗り出す経済領域には、ふたつの領域がある。ひとつは、「隙間経済」と呼ぶことのできる領域であり、ドイツ人が経営しながらないような部門、その典型的なものが、食料品店とか、食料品製造業、衣料品製造業である。その他、外国人が経営する部門には、旅行業、レストラン経営や、清掃業などのサービス業などがある。もう一方は、「補足経済」と呼ぶことのできる領域である。たとえば、トルコ商店がトルコの果物を輸入して、在住しているトルコ人住民に販売する業務などのように、特定の生産物の輸入・販売業である。こうした補足経済は、次第にドイツ国内での生産物生産経済へと発展する。たとえば、トルコ・パン製造業やドナ・ケーバ（トルコ料理店の店先で、グルグル回して焼かれている羊の肉の塊）製造業などが、その具体的事例として挙げるることができる。ドナ・ケーバを生産している工場は、フランクフルトにもあり、そこでは80人の従業員が就労している。

トルコ人やイタリア人など、外国人が経営する企業に就労している外国人労働者の数は、27万人にのぼっている。比較的トルコ人に自営業者へ転換する人が多いのは、他の外国人に比べトルコ人

の場合、ドイツの労働市場での就労機会が少ないこと、また不況時には、トルコ人労働者が解雇されやすいという立場におかれていることなどが影響している。外国人による事業活動の展開は、ドイツ経済の安定に貢献しているという肯定的な側面があると同時に、否定的な側面があることも事実である。たとえば、第1に、労働時間や労働条件、最低賃金など労働法制で決められている基準が守られているかどうかのコントロールが困難であること、第2に、労働組合が、こうした領域で活動できる余地が極めて限定されていること、第3に、不法就労と思われる現象が多々あるという点などである。

7 情報センター（IDA）の設立

1990年、デュセルドルフの中心街のビルの2階に、「外国人敵視に反対し、多文化社会を展望する情報センター」と呼ぶべき機関が新たに設立された。東西ドイツが統一された当時、ドイツ国内、特に旧東ドイツ地域では、ドイツ人青年による外国人襲撃事件が多発していた。その後、外国人をターゲットとする暴力事件、放火事件は、難民収容施設から長年ドイツで生活している外国人家庭に対するものへと拡大し、1993年5月には、ゾーリンゲンで、トルコ人家庭の住宅が放火され、死亡者を出すという痛ましい事件も起こっている。

IDAは、このような事件の担い手である20歳前後の若いドイツ人による事件や犯罪を防止するために、青年団体、警察署、スポーツ団体、労働組合など22の団体によって設立された情報提供センターである。IDAは、構成している団体が非常に広範囲にわたっていることもあり、政治的な活動は行わない組織であり、デモなどの直接行動を組織したり、実行することもしない。また、青年たちに直接接触して活動を行う組織ではないので、IDAでは外国人職員は働いていない。したがって、IDAの主な仕事は、多文化社会に関連する映画、ビデオ、著書や論文などを収集し、それぞれテーマ毎に整理した資料を提供すること、いろいろな催物に際しての映画、ビデオなどのフィルムの上映を援助する活動などである。

IDAの設立にみられるように、ドイツでは外国人住民をめぐって何か事柄が生じた場合には、すぐに対応する社会的な条件が培われている。かつて、難民収容施設が襲撃された時期には、ニュルンベルクでは、外国人代表会議の呼びかけもあり、外国人とドイツ人住民による徹夜の防衛体制がとられたりもした。

8 「移民センター」の開設にむけて

本年（1998年）末に、ノルトライン・ウェストファーレン州のゾーリンゲン市に全く新しい「移民センター」が、州政府によって開設される。IDAの設立が、外国人住民をめぐる厳しい現実に対応するためのものであったとするならば、「移民センター」の開設は、長年にわたって多くの外国人労働者・住民を受け入れてきた歴史的経過と経験の結晶とみなすことができると思われる。すでに指摘したように、ゾーリンゲンは、トルコ人住民家庭への悲惨な放火事件が起こった都市でもある。

「移民センター」は、その建物を含めて、現在設立準備中であるが、ノルトライン・ウェストファーレン州政府の中のひとつの部門として設立され、海外からの専門家8名を含め、合計13名のスタ

ップで構成される予定である。また、所長には、トルコ人女性の就任が決まっている。

「移民センター」は、ドイツ社会の多民族・多文化社会への発展という構想のもとでの教育・研修センターであり、また情報伝達センターとしての役割を担う中央機関になるものと思われる。「センター」設立の主な目的は、社会的統合政策や多数者と少数者との社会的・政治的権利の平等を達成するための施策を学ぶこと、社会構成員の多様な価値観を学ぶとともに、多民族社会のもとで生ずるさまざまな紛争を処理し、移民受入れ社会へ転換してゆくための社会的な諸能力を育成すること、いろいろな政党や社会グループとの共同作業に携わるとともに、あらゆる社会生活領域における異文化相互交流教育を推進してゆくことなどである。

そのためには、多数者社会の側では州政府、自治体、教育期間や各種団体に生じている差別や偏見を撲滅すること、マスメディアや出版・情報領域での公平性を確保すること、移民関係業務に携わる専門職員を育成し、そのための研修プログラムを実施することが必要である。他方、少数者社会の側においても、それぞれの出自と帰属性を保持しながら、受入れ社会に対する偏見をなくし、いろいろな社会領域に積極的に参加するとともに、政治的・社会的責任の担い手としての自覚が求められている。

以上のような目的を達成するために、「移民センター」には、移民問題や社会的統合問題について、州政府、外国人局、その他の関連機関に具体的政策を提言したり、共同の作業に取り組むこと、また、大学や研究所、その他の機関と協力して移民や統合問題についての学問的成果を収集したり、さまざまな差別の構造を分析するとともに、そのためのサービスや情報を提供すること、さらに異文化相互交流を促進するなどの課題が設定されている。このような「移民センター」の設立は、従来のドイツにはなかった試みであり、その成果が期待される。

おわりに

はじめに指摘したように、以上の内容は、今日のドイツにおける外国人住民をめぐる動向の中から重要と思われるいくつかの事例や論点を素描的に紹介したものにすぎない。だが、1980年代以降の日本における新しい外国人労働者・住民をめぐる多くの問題との関連で一定の意味があるものと思われる。

たとえば、必ずしもドイツの外国人代表会議と同じとは言えないが（もちろん、同じである必要もないが）、川崎市では外国人市民代表者会議、東京都では外国人都民会議が発足している。また、すでに1995年2月の最高裁では、地方自治体が外国人住民に地方議会参政権を付与することは「憲法上禁止されているものではない」という判決が出されている。他方、1993年に、大阪府の岸和田市で、外国人住民の地方参政権を認める決議がされて以降、同様の動きは各地の地方自治体へと拡大してきている。外国人住民の地方参政権に関するこうしたいくつかの積極的な動きは、今後のなりゆき次第では、この問題で日本が外国の事例を乗り越える可能性を示していると思われる。

建設業を中心とする「不法就労」外国人労働者問題が、今日のドイツで大きな社会問題となっており、それに対して、労働組合をはじめ、その他の関連団体が一定の対策に取り組んでいる。ドイツの場合、それは一面では、EUの国際的な労働力自由移動政策の完成形態に付随する形で生じて

いる現象であり、この意味では、今日の日本の「不法就労」外国人労働者問題とは質的に大きな違いがあるが、それぞれの国や地域で「不法就労」状態が生み出される構造や背景の究明とそれぞれの共通性と異質性のより詳細な検討が必要であると思われる。

日本における日系ブラジル人をはじめ、難民、その他の多様な外国人労働者・住民の定住化は、エスニック・レストラン、食料品店、ブラジル・パン製造会社、その他の自営業への転換、またここでは触れることができなかつたが、住宅や教育などの多くの問題や課題を生み出している。日本の現状を念頭に置きながら外国の具体的な事例を考察すると、外国人を受け入れている社会の将来像が現在改めて問い直されていると思われる。

約3週間という短い滞在期間であったが、行政機関、労働組合、その他の団体や自主的組織など、19カ所を訪問することができた。多くの方々の親切に感謝するとともに、今後の研究に生かしてゆきたいと考えている。なお、本稿は、日本私学振興財団の学術研究振興資金の助成、ならびに文部省科学研究助成金・基盤研究(B)・(2)の研究成果の一部である。記して、感謝したい。

(もり・ひろまさ 法政大学経済学部教授)

<p>富岡倍雄著 機械制工業経済の誕生と世界化 <small>南北問題の経済学</small> ヨロツツバ中心主義史観を批判し南北問題に至る現代世界体制を歴史的に規定している根源を明示した新しい世界史</p> <p>(税別)四二〇〇円</p>	<p>作道洋太郎著 関西企業経営史の研究 江戸時代の企業者活動から経済近代化における経営形態を詳細に展開し関西の企業経営実態と企業家精神を抽出。</p> <p>(税別)五〇〇〇円</p>	<p>田中 浩編 現代世界と福祉国家 国際比較研究 ヨーロッパ・北米・中南米・東欧・ロシア・アフリカ・中近東・アジア・日本の五六カ国の社会福祉と社会保障制度の現状を比較</p> <p>(税別)一五〇〇〇円</p>	<p>山田 徹著 ヴァイマル共和国初期のドイツ共産党 一九二二年後半からの統一戦線運動の構造分析から二三年のルール闘争の展開と挫折過程を新資料を駆使し克明に論述</p> <p>(税別)七〇〇〇円</p>	<p>田中正司著 アダム・スミスの倫理学(上)(下) 『道徳感情論』と『国富論』初版から第八版、『国富論』初版から第三版改訂に至るまでの各部分の詳細な読解と文脈比較分析</p> <p>(税別)各二八〇〇円</p>	<p>山内豊二著 日本農業論考 発展と混迷 日本農業の稲作・蚕糸業部門の発展と高度成長以後の小農体制のもとにある現在の農業の「混迷」を抽出する。</p> <p>(税別)五二〇〇円</p>
--	---	--	---	--	---

御茶の水書房 〒113 東京都文京区本郷5-30-20
TEL03-5684-0751 FAX03-5684-0753